

鉄道運賃身体障害者割引の根拠についての略史

松 延 秀 一

京都大学

あらまし 鉄道運賃の障害者割引制度については、戦前期には明文規定はなく、戦後、公共企業体としての日本国有鉄道発足の際の国有鉄道運賃法にも規程はなかった。1949年12月に身体障害者福祉法が制定されたとき、併せて、国有鉄道運賃法改正により、明文規程が入ったものの、聴覚障害者は対象外であった。1952年4月になって身体障害者旅客運賃割引規程により聴覚障害者も対象となった。しかしこれらの諸規定は、1987年4月の国鉄分割・民営化によって廃止された。

キーワード 鉄道運賃 障害者割引 国有鉄道運賃法 身体障害者旅客運賃割引規程

はじめに

本稿は、身体障害者に対する鉄道運賃の割引の根拠規程の紹介を行い、もって聾史の一端を明らかにすることを目的とする。たいへん細かい題目であるが、聾者の福祉・生活史にとっては避けて通れない分野であろう。ただ先行研究は見当たらないようである。たぶん史料がないからであろう。その意味では、本稿もきわめて不十分というほかない。また、教育分野以外におけ包括的な通史である山田明『通史日本の障害者：明治・大正・昭和』（明石書店、2013）においても、戦後の運動史で運賃割引を要求項目として紹介した（210ページ）くらいにとどまり、ほかには詳細な言及は見当たらないようである。

戦前期においては…

本稿のそもそもの動機は、越見健児なる詳細不明の人物が内務省に出した要望書に端を発する（後述参考資料）。それは障害者に対し興行物の無料化を要望したものであり、アジア歴史資料センター（<https://www.jacar.go.jp>）で公開されているが（A05032203000）、その要望に付された理由書には、交通費については軍人・学生は半額なのだから、障害者も半額にしてもいいではないかという文言があった。「汽車汽船の如きも半賃ならば宜しきかと存じます」とある（詳細は『聾歴史月報』67号、2015年1月掲載の拙稿に譲る）。理由書の文言が正しいとすると、戦前期にあっては、障害者割引はなかったことになろう。

さて、その割引の歴史については、前提として、まず、鉄道運賃に関わる法規・規程について知る必要がある。以下の割

引に関わる記述は軍人・障害者等のいわば属人的割引に限定したもので、網羅的ではない。なお、出典は当該年度の『法令全書』による。

最初の規程は、明治五（1872）年太政官布告による「鉄道略則」と言われるもので、その二十二条に「旅客並荷物ノ運賃ハ時宜ニ隨ヒ変革アル」とあるから、運賃値上げのみならず拡大解釈すれば割引も含まれよう。この鉄道略則は二ヶ月余りのちに改正され、この条文は二十四条に繰り下がった。

その運賃割引は鉄道経営体の任意でできることについては、1900年の私設鉄道法（明治三十三年三月十六日法律第六十四号）第五十九条にあり、「会社ハ運賃ノ割引ニ付テハ予メ一定ノ準則ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ変更スルトキ亦同シ準則ニ依ラサル運賃ノ割引ハ各場合ニ付認可ヲ受クベシ」と定められた。つまり経営体の内部で準則を定めて政府認可を受けていれば可能だったのである。それは国有鉄道でも同様で、帝国鉄道庁総裁委任事項（明治四十年三月二十五日官秘第四十九号ノ一大臣達）の第一条二十二に、「割引準則内ニ於テ運賃ノ割引ヲ為ス事」とあった（鉄道院建設部編『鉄道法規類抄』1909年、7ページ。

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/796903>）。

総裁の専決で割引できたらしい。

以上は割引の基本原則であるが、小児に対する割引の明文は、1900年の鉄道運輸規程（明治三十三年八月十日逓信省令第三十六号）の第十三条にあり、四歳未満の場合無料、それ以上で十二歳未満なら半額とした。

軍人についてはどうか。管見の限りでは、軍人の半額割引規定のもっとも早い時期の明文規定は、1887年の私設鉄道条例（明治二十年五月十七日勅令第十二号）の第二十一条にある。曰く「公務ヲ以テ往復スル陸海軍軍人軍属〔・・・〕ハ総テ半価ヲ以テ輸送スヘシ」と。この条例は、1900年に前述の私設鉄道法に改正され、その第六十九条で、同様に規定された。これらに基づき、軍人が私設鉄道に乗車するときの手続きが同年の8月16日の陸軍省告示第十五号で示された。この告示は1903年に改正されたが、ほぼ同様の内容である。

こののち、1906年3月に鉄道国有法が成立したことに伴い、軍人の手続きも改正された。まず、9月28日に、逓信省告示第四百三十二号が出され、次のように示された。「官設鉄道ニ於テ運賃半価ヲ以テ輸送スヘシ」と。ついで、10月1日に陸軍省告示第十九号が出され、「私設鉄道乗車手続」が「陸軍軍人軍属鉄道乗車並物品輸送手続」に改められ、準拠法令について私設鉄道法第六十九条に加え、逓信省告示第四百三十二号が追加された。傷痍軍人については、1914年6月5日に出された「軍人傷痍記章ヲ有スル者及其ノ付添人並廢兵院入院若ハ退院ノ准士官以上及其ノ付添人国有鉄道無賃乗車手続」（陸軍省海軍省告示）により無料とされた。

学生割引については、「兵員学校生徒乗車賃割引内規」というのがあって、団体割引をしたという。（『日本国有鉄道百年史』3、1972年、402ページ）。

障害者割引については、明治43年というから1910年の4月23日に、「特定の孤

児・養育院などに収容の孤児・貧窮者およびその同行付添人に対し所定の該院発行割引証と引換えに5割引とし、また、盲啞学校等の教員・生徒に対しいずれも2割引の乗車券を発行することとした」と『日本国有鉄道百年史』5（1972年）の四七九ページにある。ただし根拠となる規定は書かれていない。鉄道院内部で総裁が専決したのかもしれない。

それはともかく、身体障害者については、盲啞学校の生徒であれば、2割引であったが、それ以外については、本節冒頭で触れたように何もなかったと断言はいいようである。なお、『聾啞年鑑』（1935年）には交通費割引についての記述はない。

戦後期の割引

身体障害者割引が明文規定を持つようになったのは、戦後になってからであった。ここから先は、戦後史の領域に踏み込むことになる。この時期の概略については、『日本国有鉄道百年史』第13巻（1974年）の57ページ以下にある。障害者割引は、国鉄当局にとっては社会政策割引制度の一環であった。障害者のほか、学生や勤労青少年、戦没者遺族も対象としていたのである。なお、太田匡彦「社会保障法判例」『季刊・社会保障研究』（Vol.46 No.3、Winter'10、315-316ページ）にある注6）も参照のこと。

(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19409611.pdf>)。

さて公共企業体としての日本国有鉄道（国鉄）の発足に伴い、鉄道運賃についての根拠規定は国有鉄道運賃法となり、

1948年7月に法律第百十二号として制定された。ただし制定当初のこの法律には障害者割引の明文規定はなかった。1949年12月の、身体障害者福祉法の制定（昭和二十九年法律第二百八十三号）に伴い、福祉法の附則の第五十条において、国有鉄道運賃法改正として第五条の二を追加する、と言う形で明文化されたのである。条文は次の通り。

前三条の運賃〔鉄道の普通旅客運賃・航路の旅客運賃・定期旅客運賃。松延注〕は、政令の定める身体障害者で介護者を同行しなければ乗車又は乗船することの困難な者が介護者を同行する場合には、当該身体障害者及び介護者につきそれぞれ半額とする。

ただ「政令」は出されなかった（国土交通省鉄道局監修『注解鉄道六法』（第一法規）は、廃止された法令も掲載しており、ここでも政令はなし、とある）。その代わりに具体的な手続きは国鉄内部で検討されたようで、「身体障害者に対する旅客運賃の割引方」が1950年2月4日の日本国有鉄道公示第二十号で定められた。それによれば、取扱範囲は身体障害者手帳の交付を受けた者で、介護人と区間・等級を同じくして同一列車によって旅行する場合に限る、ときわめて限定的であった。適用される障害の種類については、両眼視力が0.06以下の視力障害と、肢体不自由者、および神経中枢機能障害者であった。このうち、神経中枢云々というのは、常に就床を要し、複雑な介護を要する者、そして半身不随の者、であった。聴覚障害については何もなかつ

た。この「割引方」を見れば、単独旅行、そして、聴覚障害は、割引の対象外であったことがわかる。なぜこのとき聴覚障害は対象外とされたのかはわからない。

その後、この「割引方」は、1952年4月8日、身体障害者旅客運賃割引規程(日本国有鉄道公示第百二十一号)に改められた。その第一条で、

この規程は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに国鉄線及連絡運輸の取扱をする社線を乗車船する場合に適用する。

と定められ、単独旅行も対象となった。また、該当する身体障害者の対象も拡大され、第1種・第2種の区別が導入された。ここでやっと聴覚障害も割引対象となったのである。すなわち、第1種では、「両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者」が該当し、第2種は、前号以外の者、すなわち第1種に至らない障害を持つ者ということになった。国鉄に言わせれば「身体障害者の適用範囲を難聴者に対しても適用するなど多少拡大」したことになった(前掲『日本国有鉄道百年史』第13巻、58ページ)。

また、第五条において、単独旅行の場合、101キロ以上という制約もついた。

1950年の割引方から1952年の割引規程への改正にあたり、どのような力学が働いたかの分析が後日の課題ということになる。前述の『日本国有鉄道百年史』第13巻によると、障害者の範囲の拡張について関係団体や厚生省からの強い要望があったという。その具体的経過・団体名は書かれていない。聴覚障害関係団体か

らも、運輸省・国鉄への働きかけがあった。それについては『日本聴力障害新聞』45号(1952年4月)が次のように報じている。

[ローア者向けの割引がないため—松延]ローア者間に不満が強く幹部は当局と折衝を重ね努力したところ四月十五日からローア者にも五割引の運賃で乗車できることとなった。それは身体障害者手帳の所持者に限り乗車賃の五割引きをおこなうことになっているから、該当者は至急当局へ交付方を申請すること…

全日本聾啞連盟の幹部が折衝したというが、具体的な日時や人名はこの記事では不明である。ただし当時の『日本聴力障害新聞』は全日本聾啞連盟の機関紙ではなかったから、細かい折衝の過程が報じられなかったのはやむを得ないかもしれない。

傷痍軍人については、無料規程は占領期においては廃止されたが、その後「戦傷病者の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律」が1955年に議員立法により制定され(法律百五十八号)、1963年8月に、「戦傷病者特別援護法」が制定(法律第百六十八号)され、復活した。

このような経過で身体障害者運賃割引の法的根拠が付されたが、1987年4月の国鉄分割・民営化により、国有鉄道運賃法は廃止され、法律上の根拠を失った。現在は旅客鉄道株式会社(JR)の社内規程に引き継がれた形である。例えば、西日本旅客鉄道(JR西日本)では、1987年4月1日、身体障害者旅客運賃割引規則を公告第7号で定めたという。ただ、『西日本旅客鉄道株式会社旅客営業

規則・旅客営業取扱基準規程』(中央書院)には、名称のみ掲載されていて、規則の条文は掲載されていない。その後、2010年、適用範囲を内部障害に広げた改正が行われ、西日本旅客鉄道株式会社公告第33号となった。

「身体障害者旅客運賃割引規則(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第7号)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。平成22年3月31日」

(<https://www.jr-odekake.net/>

railroad/ticket/stipulation/pdf2010/covenant_shintail00401.pdf)

むすびに代えて

以上を振り返ると、障害者割引は戦前期にはほとんどなく、戦後になって、国有鉄道運賃法そのものではなく身体障害者福祉法制定の際の附則による国有鉄道運賃法の改正で法定化されたものの、国鉄分割民営化に伴いその運賃法の廃止で法律上の明文根拠は失われたのである。

参考資料

上願書

越見健児

一木内務大臣殿閣下

一 興行物に官設私設個人社団其如何を問はず不具者にわ無料観覧せすむる事

右法律を以て制定せられ度き事此段及申願候也

大正四年十一月二十八日

理由

不具者殊に盲者聾啞は自然社会より退けられて居りますから慰藉となる物わ只盲者わ聞く物聾啞わ観る物のみであります。而して彼等不具者わ概して貧家で働勞して生活して居る者が多くおります。然るに社会は彼等不具者を使役せずよし又使役する人あると雖も其労働わ最も困難なる(危険なきと雖)をさせ而も其賃銀わ常人の半格以下であるとわ実に憤慨に堪へなへ次第でわありませんか。彼不具者が慰藉を得んとして一歩外へ出でれば常人と同じに料金若しくは賃料を払はねばならんとわ何たる不倫理で御座居まじやう。現世にわ種々の慈善事業あると雖も今だ斯の如き者には何等設けがありません。然し乍ら何も不具者の為めに殊更に設けて戴き度きと言ふには無之

只現在の興行物即ち盲者にわ読み者語り者音楽其他鳴り者一切聾啞にわ演芸劇場活動見世物其他縁日の山師的興行物に至る迄で不具者には一切無料観覧せしむる様法律を以て制定せられん事を希望する次第であります。無論是等不具者わ総て市町村長若しくは医師の証明書を有する事。

尚此の外汽車汽船の如きも半賃ならば宜しきかと存じます。軍人学生は半格との事なれば不具者も此の恩典を授けられん事を希望します。且つ是等は保護者即ち親兄弟若しくは妻子ある時（但し一人限りの事）は同く半格の事。而して是等も其都度毎度市町村長の旅行証明書持参すべき事等の規定の元で願申上ます。

恐惶謹言